

中小企業向け融資制度「経済変動対策資金」

＜米国追加関税等緊急対策枠＞の創設について

1 目的

「米国における追加関税」などによる業況悪化等の影響を受ける県内中小企業者等に対し、事業者から寄せられた声を踏まえ、中小企業向け融資制度の「経済変動対策資金」に新たな融資枠＜米国追加関税等緊急対策枠＞を創設

2 制度概要**(1) 融資対象**

「米国追加関税等」の影響により、最近（過去）1か月の売上高が前年同期比で5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる中小企業者等

※最近（過去）3か月の売上の減少等要件を緩和

(2) 資金使途

運転資金

(3) 融資額

5,000万円以内

(4) 融資期間

10年以内（1年以内据置）

(5) 融資利率

年1.9%～年2.05%以内

(6) 保証料率

年0.3%～年0.85%（保証料引き下げ分への一部補助）